

障第955号
令和3年6月18日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

緊急事態措置等の影響緩和に係る月次支援金の申請受付開始について（周知）

日ごろから本県における障がい福祉施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このことについて、令和3年6月16日から申請が開始されましたので、周知いたします。
対象となる事業者におかれましては、下記ホームページ等をご覧いただき、期間内に申請いただきますようお願いいたします。
なお、本支援金は経済産業省の事業となるため、下記専用相談窓口にてご確認ください。

記

○ホームページ
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>

○専用相談窓口 ※受付時間 午前8時30分～午後7時（土日・祝日含む全日）

- ・フリーダイヤル
0120-211-240
- ・IP電話専用回線
03-6629-0479

担当所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業者指導係		
係長	若原	担当者	森
電話番号	TEL 058-272-8302 FAX 058-278-2643		